

住居表示特集号

昭和38年10月5日
千代田区役所発行

近代都市の《町づくり》
住居表示の方法がこのように変わりました

『住居表示に関する法律』が、昭和37年5月10日に公布施行されました。

これは、現在全国的に混乱している地番（番地）による住居の表わし方を、新しい基準によって、住居の表示という目的だけをもつ住居番号（ハウス・ナンバー）に整備しようというもので、全国の市街地では、一斉にこの仕事にとりかかり、昭和42年3月までに完了する予定になっていきます。

千代田区でも、昭和37年12月の区議会にて、この新しい住居表示制度の実施区域を区内全域とし、住居表示の方法は、街区方式とすることに決めました。

それでは、なぜこの新しい住居表示制度が必要なのか、また、どのように実施されていくのかをご説明し、皆さんのご協力を得たいと思います。

新しい住居表示が なぜ必要か

今の番地は複雑でわかりにくく、日常生活に不便

皆さんのなかには、知人をたずねたところ、なかなか家が見つからないとか、郵便や電報の配達が遅れたりしたため、大切な商取引、就職、入学の機会を失

なったというにがい経験のある人が多いと思います。

また、敏速に到着しなければなら

らない救急車、ベトロール・カー、医師等が目的地になかなか着けないという大変なこともおこってきます。

現在の番地は、明治四年につけられた土地の番号―不合理な面が多い

「何が原因となっているのでしょうか。」

それは、現在私たちが混乱した

「地番」を「番地」として、住居や場所を表わしているからです。

この地番制度は、明治四年に、土地の所有関係を明らかにするために出来た法律で、そもそも土地に税金をかける目的でつけられた番号であり、一方、所有者にすればその土地の財産番号なので、もともと人の住居とは必然的な結びつきがありません。ですから飛び飛びにつけられたり、土地の売買による異動等で番号が変わったり、広い土地に一つの番号がつけられたり、或いはけた数の多い番号や欠番の地域が生じたりしてきたのです。

その上に町の区域が複雑に入りこんでいたり、町の名前が難解であったり、似かよっていたりすることも番地の混乱の一つの原因となっています。

これらの不便をなくすためにできたのが、住居表示の法律

そこで、このような不便やむだを一日も早く解消して、将来再び混乱する恐れのない、わかりやすく合理的・能率的な方法を定めたのが今度の新しい住居表示の法律なのです。

新しい住居表示が実施されると

- ▽番地ではなく「番号」で表わす
- ▽町の区域や町名が一部変わる
- ▽住民票・選挙人名簿などは書替える
- ▽不動産登記・本籍の表示はいままでどおり

今後、皆さんの住宅とか事務所の所在地を書き表わす場合は、従来の番地を使わず、土地に新しく規則正しい基準で定められた「番号」をつけるのですが、皆さんにとって、もっとも大きな問題は、所によっては町の区域や町名が変わることがあるということです。

町の大きさが適正でないものや、町名が長いもの、似かよったもの、読みにくいもの等について、合理化されることになりましたが、これは、現在の町の区画や町名がたとえ不便で不合理なものであっても、長い間そこに住んでいる人たちにとっては、それなりに愛着があることは十分に納得の出来ることです。また、本区のような、経済、文化の中心地では、まさに商業政策や文化活動の上にかゝる重大な問題でもありますので、この点については十分考慮して実

共同体では、住民票、選挙人名簿等の各種の公簿を書きかえることになりま

なお、この新しい住居表示方法は、あくまで住居を表示するために用いられるものですから、土地、家屋の不動産の登記、戸籍における本籍の表示は、従来どおりの番地が用いられます。ただし、町の合併その他により町の区域や町名が変更された場合は、当然これらも変わってきます。

この際、登記、登録、届出等の住居の変更手続きが必要な場合は、区長の発行する証明書（無料）があれば手数料、その他の徴収金は取られません。

こんなに混乱している

- 1 名前の長い町。
神田元久右衛門町○丁目など
6字以上の町名が約47あります。
- 2 読みにくい、書きにくい町。
ヤブサチヨウ コノシマチ サルガク
集 町、麴 町、猿 楽
チヨウ ヘタゴチヨウ ネリベイチヨウ
町、旅籠町、練堀町
など。
- 3 同一または類似の町名。
神田平河町ー麴町の平河町、

- 4 単独名称の町名。
紀尾井町、神田岩本町など、
丁目のつかない町名が54あります。
- 5 面積のせますぎる町。
神田平河町、神田花田町、神田八名川町、神田餌鳥町など
面積が3万平方メートル（1万坪）もない町が47もあります。

- 6 境界が複雑だったり、はっきりしない町。
神田佐久間町2丁目と3丁目の境界、麴町6丁目と六番町の境界など複雑に入り組んでいたり、道路、河川等で区画されていないため、はっきりしない町が、まだ他にも多数あります。
- 7 地番未整理の町。欠番のある町、地番の連続していない町。
麴町地区、神田地区とも非常に数多く見うけられます。

関係者の意見を聞くため………住居表示審議会を設置

本区では、この事業の実施にあたって、各方面の意見を聞き、よりよい町づくりをするために区長の附属機関として、「千代田区住居表示審議会」をつくりました。

本年度の実施区域と年次計画
現在までに、審議会は2回開かれました。その結果、本年度の実施区域と年次計画が次のとおり決定しました。

審議会の構成
区議会、教育委員会、選挙管理委員会、連合町会、商店街連合会、婦人会、警察署、消防署、郵便局を代表する委員20名。

- 第一次（昭和38年度）
東神田、外神田方面。56町丁
一、三八四、八〇〇平方計
（四一八、九〇六坪）
- 第二次（昭和39年度）
神田地区残部。31町丁。
- 第三次（昭和40年度）
富士見町出張所管内（皇居、代官町を除く）および番町、麴町、平河町、隼町、紀尾井町地区、26町丁。
- 第四次（昭和41年度）
麴町地区残部（皇居、代官町を含む）21町丁。

- 第四次（昭和41年度）
麴町地区残部（皇居、代官町を含む）21町丁。
- 五、一九二、三〇〇平方計
（一、五七〇、六四九坪）

住居表示の方法

(1)

二つの方法がある

住居表示の方法には、街区方式と道路方式の2方法があります。が、都市の形態、道路の状況からみて、東京はもちろん、ほとんどの実施市街地では街区方式を採用しております。

街区方式

町の区域を適当な大きさに区切り、数個の街区(ブロック)をつくります。

次に、各街区の区画線上に一定の基準で番号(基礎番号)をつけ、この基礎番号によって街区内の建物の住居番号(ハウス・ナンバー)を定めます。

町の境界は、おもな道路や河川等で決めます

町の境界は、主要な道路、河川鉄道もしくは軌道の線路等恒久的で明確なものとしします。

そして町割りには、数個の街区を主要な道路、河川等がかこむ「街かく式」とします。

ただし、やむを得ない場合は、例外として、主要な道路をはさんで、両側にある数個の街区で構成する「結合式」があります。が、これは不合理な面も多く、

あくまで例外とします。

(別図参照)

町の形状を簡明に。規模の標準は商業地域一〇万平方メートル、住宅地域一七万平方メートル

町の形状は、境界が複雑に入りくんだり、飛び地がないようにし、簡明な境界線をもって、なるべく四辺形に形成されるように留意します。

その規模は、人口、家屋の密集度及び地形等を考慮して決めますが、用途地域別による標準は次のとおりです。

- ▽商業を主とする地域 一〇万平方メートル(約三万坪)
- ▽住居を主とする地域 一七万平方メートル(約五万坪)

町名の整理—当用漢字で簡明に町の名称については、長すぎる



(街区表示板)



もの、読みにくいものなどは、なるべく簡明なものとして、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、又は語調のよいもの等を選びます。

新しい町名をつける場合は、当用漢字を用います。また、単独町名をさけて、丁目をつけることにし、丁目の数はおおむね、4、5丁目程度とします。

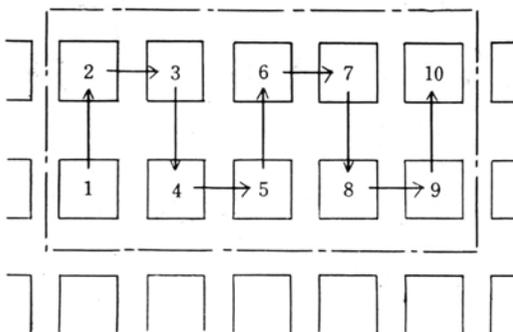
丁目の配列は、本区を中心を皇居と定め、放射式と環状式の2つの方法があります。

街区割りと規模

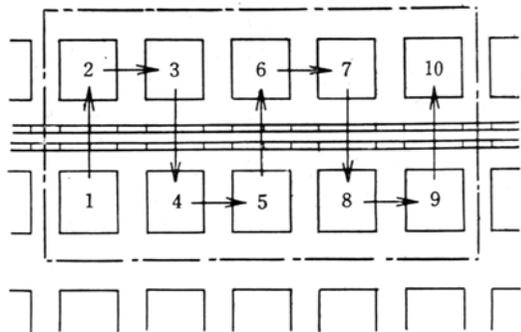
街区は、道路、河川、鉄道、軌道等の恒久的な施設又は著名な地物で区画します。

その規模は、道路網の状態や、家屋の密集度等を考慮して定めますが、一応の標準は、住居を主とする地域においては、面積3千3百平方メートル(約1千坪)戸数約20戸程度です。

街かく式による町割りの方法



結合式による町割りの方法



凡例		町の境界
		街区番号と進行方向
		軌道の路線

住居表示の方法

(2)

街区符号と住居番号のつけ方

街区には、原則として、区の中心皇居に近く、皇居からみて右側の街区を起点として、右まわりの連続蛇行式に一連番号をつけます。これを街区符号といいますが。

住居番号は、その街区の右側の角を起点として、街区の境界線にそって、右まわりに15メートルの間隔で区切り、これに住居番号の基礎となる番号（基礎番号）を順次つけます。

その基礎番号は、建物の新築、滅失によって変えることはありません。

そして、街区内の建物の、主要な入口が面している基礎番号、または、直接街区の境界に面していない、すなわち奥まったところの建物は、その通路が面している基礎番号を、住居番号とします。

街区表示板と住居番号表示板の設置

せっかく街区符号や住居番号がつけられても、それを表示しなければ、その効果は十分ではありません。それで、街区には街

区表示板を、建物にはそれぞれ住居番号表示板を設置します。

街区表示板のつけ方は、各街区の四つ角附近の適当な箇所に、歩いている人や、車の中からでも見やすいように設置します。

これには区、町名、丁目、街区符号までを表示してあります。

住居番号表示板は、建物の門柱や、玄関又は主要な入口附近に歩いている人から見やすいように設置します。これには、街区符号と住居番号が表示してあります。

住居表示のしかた

新しい住居表示のしかたは、都、区、町名、丁目、街区符号、住

区民のみなさんのご協力をお願いします

すでに、昨年度から、この新しい住居表示の制度に切りかえて実施した練馬区、甲府市、岡谷市、金沢市など、実施後の評判はよく、住民の人達も「住所がわかりやすく、便利になった。」と、よろこばれています。

以上のように、この事業は、町の皆さんにとって、非常に深い関係がありますので、この説明会や

居番号を用いて、次のようになります。

東京都千代田区〇〇町〇丁目
 〇番（街区符号）〇号（住居番号）

略記するときは、
 東京都千代田区〇〇町〇—
 （街区符号）—〇（住居番号）
 とします。

住居表示台帳を作成

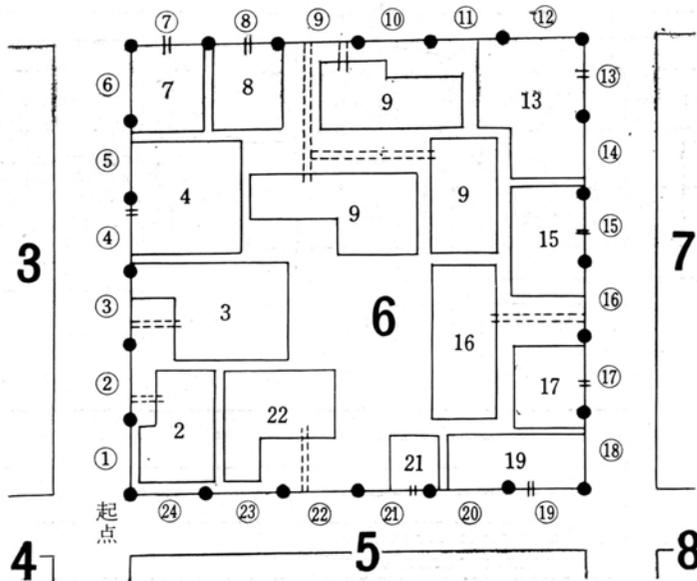
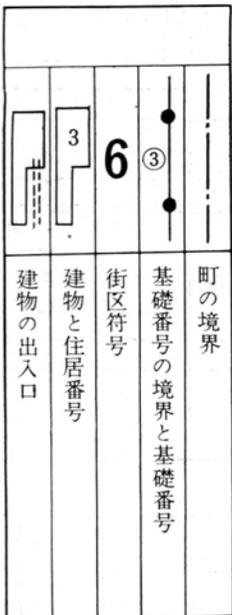
区では、縮尺5百分の1の地図に、基礎番号を記入し、建物等の位置及びその出入口や通路を表示した住居表示台帳を、街区ごとに作成して保管します。

これは、実施状況を明らかにすると同時に、建物の新築、改築などにもなつて、住居番号を新しくつけたり、つけかえたりするときの台帳にもなります。

打合せ会も随時開く予定でおります。また、必要な事項はその都度

広報紙などを通じてお知らせいたします。特に、本年度実施予定地域である外神田、東神田方面には区の職員が各戸をまわり、現況調査を行なっておりますが、一日も早く整然とした町ができあがるように、皆さんのご理解とご協力を

お願いいたします。



(街区方式による住居番号のつけ方)